

【周知依頼】

「令和８年度最低賃金額の改定及び各種賃上げ支援施策について」

農林水産省
(厚生労働省)

日頃から農林水産行政に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。
このたび、厚生労働省より令和８年度最低賃金額の改定及び各種賃上げ支援施策に関する周知依頼がありました。

令和８年度の地域別最低賃金につきましては、１０月１日から順次発効されています。また、改定額の履行確保及び各種賃上げ支援施策の活用促進に向けて周知・広報が行われています。

詳細につきましては、添付資料をご参照くださいますようお願いいたします。

- ・ 令和８年度地域別最低賃金改定状況（添付１）
- ・ 支援策一覧リーフレット（添付２）
- ・ 労務費転嫁指針概要（添付３）
- ・ 令和８年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）（添付４）

また、最低賃金特設サイトにポスター、パンフレット等が掲載されておりますので、併せてご活用ください。

（最低賃金特設サイト：<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>）

【問い合わせ先】

労働基準局賃金課 指導係 高橋、八ツ田（５５４６）

高橋：takahashi-yuuta@mhlw.go.jp

八ツ田：yatsuda-tomonori.v47@mhlw.go.jp